

## 北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2018 年 1 月 19 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 御中

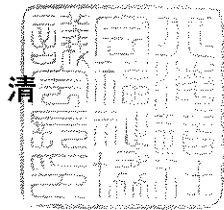
住 所 〒060 - 0002  
 札幌市中央区北2条西7丁目1番地  
 かでる2. 7 3階

電 話 番 号 011 - 241 - 3766

評 価 機 関 名 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

認 証 番 号 北海道第15 - 004号

代 表 者 氏 名 会長 長 瀬 清



下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	山 崎 美智子	総合	第0150号
	(2)	齋 藤 義 夫	組織運営管理	第0203号
	(3)	高 橋 修 一	福祉医療保健	第0156号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	つくし保育園			
設置者名称	江別市			
運営者(指定管理者)名称	学校法人 あけぼの学園			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2016 年 8 月 22 日	~	2018 年 1 月 19 日	
利用者調査実施時期	2016 年 8 月 22 日	~	2016 年 9 月 30 日	
訪問調査日	2017 年 2 月 9 日			
評価合議日	2017 年 3 月 9 日			
評価結果報告日	2018 年 1 月 19 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：学校法人 あけぼの学園

代表者氏名：増山 柳

所在地：〒069-0862 江別市大麻栄町11-12

TEL 011-386-0006

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

◆保護者と共通理解を図り利用者満足を向上させる取り組みについて

年1回のクラス別懇談会と年2回の個別懇談を実施しています。毎月発行の「園だより」では園の行事予定や保護者への連絡事項、園での生活の様子を伝え、送迎時の声掛けや全園児への連絡ノートの交換、ホワイトボードで今日の保育の様子を知らせています。保護者は保育参加や父母の会(つくしの会)で園に協賛し園行事へ参加しています。親子遠足、運動会、発表会の開催後はその都度アンケートを実施し、保護者からの意見・感想を集約して、職員会議で振り返りと改善のための協議を行い、次年度の行事計画に反映させ実行に移しています。こうした対応の積み重ねにより、アンケートの回収率が年々高くなっています。また、保護者全員が出席するクラス懇談会で出された意見についても、行事アンケート結果と同様の対応を行っています。保護者と共通理解を得る機会を設けて、ともに子どもの成長の喜びを共有する取り組みは、評価できます。

◆豊かな自然環境の中での五感を通した子どもの育ちについて

郊外の田園風景が見られる自然に恵まれた園庭のほか、隣接する河川敷の雑木林を日々の保育に活用し、四季折々の自然を子どもたちが五感を通して体感できるように努めています。また、園庭の3ヶ所に畑を作り、全園児が年齢に応じて色々な種類の野菜を栽培しています。自分たちで植えて育てた野菜を収穫し給食の食材にしたり、クッキング保育などで食べる楽しみにつなげ、土に触れ命の大切さを学んでいることは、評価できます。

◆子どもの心が育つ異年齢保育の実施について

近年、核家族化、少子化などで子ども同士の関わりが少なくなってきました。当園は、定員45名で在籍数50名という少人数の家庭的な環境の中で異年齢保育を行い、子どもの発達、興味、関心に合わせて、自由に選択できる遊びの時間や空間が確保されています。1~5歳児の異年齢保育を通して、友だちや多年齢児と協同した活動や自発的な活動ができるような働きかけをしています。子どもにとっての「自分でやれる力・生きる力」を養い、人間関係を豊かにし内面的な心を育てる保育を実践していることは、評価できます。

◇改善を求められる点

◆中長期計画の策定について

園舎の建て替え、認定こども園化の計画が進む中、園の運営全体が変化する時期を迎えています。それに伴い、早急に中長期的ビジョンを明確にしつつ、保育の質の向上はもとより、管理運営体制、人材確保・育成、地域交流なども視野に入れた中長期計画の策定に着手することが望まれます。具体的な改善に取り組むことにより、理念に掲げる「地域に根ざした保育園」として発展されることを期待します。

◆リスクマネジメント体制の構築

「危機管理マニュアル」を整備し、職員には会議でその内容を周知しています。マニュアルの内容は固定化することなく、様々な災害や事故の可能性を念頭に置き、定期的な訓練を通して改正点の有無を全職員で継続的に協議し、必要に応じて改訂を行っています。しかし、日々の保育において発生する「ヒヤリハット」事例の収集と収集後の要因分析、次善策を積み重ねる取り組みは十分とは言えません。マニュアル改善の実績を踏まえ、リスクマネジメントを強固にするための今後の取り組みに期待します。

◆障がいのある子どもへの保育の配慮について

障がい児保育については専門機関から助言を受け、職員会議で定期的に話し合っています。保護者と連絡ノートで情報交換し、理解を得ながら他の子どもと共に成長発達するよう配慮しています。障がいのある子どもは入園から卒園後まで継続的な支援が必要なため、障がいのある子どもの特性に配慮した個別指導計画を作成し記録することと、保育内容や発達の様子、他機関との連携などの記録物を整理することを期待します。

◆小学校との連携や就学を見通した計画に基づいた保育について

就学予定の子どもには、各々の個人記録から保育所児童保育要録を作成し、進学する小学校へ送付しています。就学前に、年長児担任保育士と進学する各小学校担任教諭との面談を実施しています。就学前の子どもの育ちを、それ以降の生活や学びにつなげていくことは保育所の大切な役割です。今後は書面の送付とともに、保育の実践場面で子どもが小学校のことについて知ったり小学生と交流したりすることで、小学校以降の生活について見通しを持てるようにする機会を設けることが望まれます。また必要に応じて、保育園として小学校と研修、協議、情報交換や連携を行うことを期待します。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

保育園園庭及び周辺地域の自然に恵まれた環境を活かし、五感を通して育つ豊かな感性や子ども一人ひとりの主体性を重視した保育内容並びに保護者との連携などに高い評価を受けたことに対してはそれらの重要性を改めて認識し、今後もさらなる努力を進めていきたいと考える。

また、中長期計画策定や危機管理、障がいを持った子どもの個別の保育計画の作成及び小学校との連携に関しては、平成29年度から完全民営化に伴い、自園独自の取り組みを進めていく必要性を再認識し、職員全員の理解と協力をもってあたっていききたいと考える。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 28 年 10 月 1 日

経営主体 (法人名)	学校法人あけぼの学園		
事業所名 (施設名)	つくし保育園	事業 種別	保育所
所在地	〒 067-0061 北海道江別市上江別東町15-2		
電 話	011-383-0405		
F A X	011-383-0405		
E-mail	tsukushi@akebono-y.com		
U R L			
施設長氏名	川村 淳		
調査対応ご担当者	川村 淳 (所属、職名：園長)		
利用定員	45 名	開設年	昭和 46 年 1 月 1 日
理念・基本方針：保育理念…「子ども一人ひとりの最善の利益を守り、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有し、地域に根ざした保育園を目指す」 保育方針…「体も心も豊かで健康な子ども」			
施設・事業所の特徴的な取組：園庭を含めた豊かな自然の中で遊び、五感を使って活動しながらたくさんの発見や疑問や感動を仲間と共に体験します。探求心や好奇心を持ち、自然にあるものを自分の遊びや生活に子ども自身が取り入れることで、心身ともに健やかに育っていく環境を整えています。			
第三者評価の受審回数（前回の受審時期） 0 回（平成 年度）			
開所時間 (通所施設のみ)	7:15~18:15（延長保育は18:15~19:15）		

**【当該事業に併設して行っている事業】**

(例) ○○事業 (定員○名)

--	--

【利用者の状況に関する事項】（平成 28 年 10 月 1 日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	4名	2名	3名	13名	8名
5歳児	6歳児	合 計			
13名	5名	48名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間： )

【職員の状況に関する事項】(平成28年10月1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	8名	1名	1名	名	名
非常勤	11名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	5名	名	名
非常勤	名	名	7名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	名	名	1名	名	名
非常勤	名	名	2名	2名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 ( 名)
介護福祉士	名 ( 名)
保育士	12名 ( 7名)
	名 ( 名)
	名 ( 名)

(非常勤職員の有資格者数は ( ) に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	
(2) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和 年
(4) 改築年	平成 年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	289.17㎡
(2) 園庭面積	4096.23㎡
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行って外遊びを行っている。
(3) 耐火・耐震構造	耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input checked="" type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和 46 年
(5) 改築年	平成 年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積	㎡
(3) 敷地面積	㎡
(4) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和 年
(6) 改築年	平成 年



【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 28 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

15 人

・ボランティアの業務

8月5日…七夕の集いで食品販売・ちょうちん設置・花火打ち上げの業務  
9月10-11日…運動会の進行に係る業務

【実習生の受け入れ】

・平成 28 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 0 人

介護福祉士 0 人

その他 3 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

親子遠足、運動会、発表会の後はそれぞれにアンケートをお願いして回収しています。アンケート結果はおたよりにて保護者の皆さんにお知らせし、また次年度行事予定の計画の際、参考にさせていただきます。つくしの会（PTA）役員会を年4回開催し、園と保護者の間で協賛して行う行事や活動（七夕の集い、親子遠足、運動会、親子観劇、発表会）のについて、それぞれの内容を検討しています。

【その他特記事項】

# 評価細目の第三者評価結果（保育所）

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	公設民営の保育所として、市共通の理念を踏襲しつつ、園としての独自の解釈を職員間の協議により共有し、保育実践を具体化するよう努めている。理念、基本方針は、入園説明会に配布する「園のしおり」に記載し説明を行うとともに、玄関ホールにも掲示している。

### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	公設民営という形態であり、市が中心となって保育ニーズなどの情報収集を行っている。それらのデータを共有しつつ経営分析を行っているが、今後は園独自にニーズ把握を行い、課題把握や経営分析に活かされるよう期待したい。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	認定こども園化や園舎の建て替え計画の進行にあたり、園として把握、分析した組織課題を職員と共に検討し、今後の設備整備や職員体制、人材育成などに反映させることを期待したい。

### Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	民営化への移行期であり、現時点では、行政計画を踏まえた計画が進められている。今後の民営化後は、園（法人）としての中長期ビジョンを明確にし、それに基づく計画が策定されることが望まれる。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	事業計画は、中長期計画を踏まえたものとはなっていない。今後、中長期計画のビジョンや計画の策定を進め、中長期計画と連動した単年度の事業計画として策定されることが望まれる。
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画の策定にあたり、定員割れ解消に向けた0歳児や1歳児の受け入れについて、法人として予算検討を行っている。また、限られた施設面積の中で保育室を入れ替えるなど、職員と協議しながら受け入れ態勢を整え、事業計画を策定している。
7	Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	入園説明会では、口頭で事業計画の説明を行っているものの、配付は行事計画のみとなっている。保護者の関心は行事中心となるとしても、計画全体を示すことで、取り組み方針の共通理解が図られるよう工夫することを期待したい。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	主要な行事の際には保護者にアンケートを取り、評価、改善を図っている。保育の質の向上に向けては、毎年職員個々の自己評価を集約して園としての評価を行い、職員会議での検討を踏まえて改善が行われるなど、問題点を職員間で話し合い方向性を協議、共有する取り組みがなされている。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	個別的な課題解決については、随時の対応がなされている。しかし、長期的に取り組む課題などについては具体的な計画に反映されていないため、課題を明確にした改善計画を策定し、検討に取り組むことを期待したい。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	法人の組織図に基づく事務分掌により、管理者の役割と権限が明確にされ、職員に周知されている。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	保育所運営に関わる法令などについては、市からの通知に基づき情報収集を行っており、必要に応じて職員会議などで周知されている。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	行事の際のアンケートの分析、クラス懇談会を踏まえた保育計画の策定など、保育内容の向上に向けた取り組みを進めている。また、職員面談（自己評価）の実施を通じて、個々の職員の質の向上に指導力を発揮している。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	個別の職員面談や、毎週の職員会議を通して、改善に向けた提案、協議を進めている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c	配置基準に基づき配置を行っているが、具体的な計画は策定されていない。今後、園舎の建て替え、統合による定員増も予定されていることから、総合的かつ具体的な計画の策定が望まれる。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	c	職員の昇格などに関する明確な基準が設定されていない。人事考課の取り組みも未着手であることから、今後の取り組みが望まれる。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	全職員に対して行っている職員面談を通して、職員の意向の確認が行われている。有給休暇の取得や個別の事情に配慮した非常勤職員の就労形態などに、必要な配慮がなされている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	個別面談の機会はあるが、職員の目標管理は行われていない。今後、自己評価を通じて見出された個々の職員の抱える課題に対して具体的な目標設定を行い、達成度を確認するなどの取り組みが望まれる。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c	毎年、職員が参加予定の外部研修は計画されているが、日期的な計画であり基本方針に基づく総合的な計画とは言えない。今後、総合的な職員の教育・研修に関する計画を策定し、資質向上に向けた取り組みを継続することが望まれる。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	職員の意向を踏まえた外部研修への派遣や、情報提供は行われている。今後、OJTの実施なども含めた具体的な研修計画を策定し、一人ひとりのスキルアップに向けた取り組みを明示することにより、職員の意欲の更なる向上に努めることを期待したい。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習マニュアルは作成されているものの、具体的な実習プログラムは作成されていない。個々の学生の目標設定を踏まえた個別指導は行っているが、学校との連携を図りつつ、より効果的な実習プログラムの策定を検討することを期待したい。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c	園の事業や財務に関することについて、ホームページなどでの情報公開はなされていない。「地域に根ざした保育園」という理念の実現に向けて、より積極的な園の事業の公表、周知に取り組むことが望まれる。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	経理事務は法人本部で一括して処理されており、権限に基づく適正な処理が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域住民との交流の機会として、毎年「七夕の集い」が開催され、定着している。今後は、近郊の高齢者支援施設との交流も検討されている。高齢者世帯の多い地域の特徴なども踏まえ、自治会などとも連携して地域住民との交流の機会を広げ、世代間交流などを通じた保育の質の充実にも期待したい。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア（キャリア教育）受け入れマニュアルは作成されているが、受け入れの実績はない。今後は園の環境整備も進むことから、地域の学校などとも連携を図り、ボランティアの積極的な受け入れに取り組むことを期待したい。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	日常的に連携が必要な関係機関はリスト化され、一覧表が掲示されている。また、職員間での共有、保護者への情報提供が図られている。今後は要支援児の対応などの連携を強化するため、定期的な連絡会などの機会を設けることを期待したい。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	c	市が実施する「保育園解放事業」は行っているが、園独自の取り組みは見られない。園舎の環境などの問題もあるが、今後新しい園舎の建設などに合わせて、保育所の専門機能を地域に還元する企画に取り組むことが望まれる。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c	認定こども園への移行と定員拡大、新園舎建設と、保育所の運営形態、環境が大きく変化する予定である。これらの動きとも連動しつつ、計画的に地域貢献事業の実施について検討し、理念にも掲げている「地域に根ざした保育園」として発展することが望まれる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-1-1-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	保育理念、保育方針、保育目標に、子どもの最善の利益を念頭に置くことの重要性を位置づけている。その考えに基づき保育計画を作成し、園長が担当保育士との面談の中で、子どもの権利擁護の視点から計画作成や計画見直しの意図を定期的に聞き取っている。また、虐待対応マニュアルの内容についても全職員に周知徹底を図っている。しかし、虐待対応以外のサービス提供のマニュアルには、人権尊重の姿勢を明示する前提は明記されてはならず、今後の取り組みに期待したい。
29	Ⅲ-1-1-1-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	c	ハード面では、トイレの間仕切りを適切に設置し、トイレ入り口ドアに工夫を施すなど配慮しているが、1歳児向けのトイレ入り口は扉のガラス窓が覆われていない。平成30年度の園舎建て替えと併せて、子どもの安全面への配慮とプライバシー保護の両立を可能にする取り組みを期待したい。また、子どものプライバシー保護に特化した規程類も整備されていないので、今後の取り組みが望まれる。
Ⅲ-1-1-2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-1-2-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	江別市作成の「保育園ガイド」及び「ホップステップえべつ」、江別市のホームページにて園の情報を発信している。また、見学希望者に対しては、時間や曜日など最大限希望を聞き入れた上で調整して対応している。
31	Ⅲ-1-1-2-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	公設民営という運営形態上、行政の窓口で申込を受けている。当該保育園を第1希望としていない利用者が入園する場合も、第1希望ではないが選考結果を受け入れてもらえるか丁寧に確認を取ってから、一連の入園手続きを行っている。
32	Ⅲ-1-1-2-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	年度途中で転出園があった場合は、保護者の了解を得たうえで個人面談などの「保育の記録」を転園先へ提供している。また、対応の流れが文書化されている。しかし、家庭への移行に至った場合については、具体的なフォローを行う仕組みは整備されていない。今後は、すでに実施している転園や就学先の小学校への対応を発展させ、充実させる取り組みに期待したい。
Ⅲ-1-1-3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	Ⅲ-1-1-3-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	親子遠足、運動会、発表会の開催後はその都度アンケートを実施している。保護者からの意見・感想は集約して職員会議で振り返りと改善のための協議を行い、次年度の行事計画に反映させ実行に移している。こうした対応の積み重ねによりアンケートの回収率が年々高くなっている。また、保護者全員が出席するクラス懇談会で出された意見についても、行事アンケート結果と同様の対応を行っている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 法令上に定められた苦情解決の仕組みを整備している。相談窓口は園長としているが、江別市子ども育成課への相談も可能であることを保護者に向けて明示し、玄関には容易に持ち帰れる形態のチラシを配置している。意見箱を設置し、苦情案件の公表や連絡先の明示に関わる仕組みも整備している。しかし、第三者委員の配置が建物内に掲示されていないなど、苦情解決の仕組みが十分に機能するには改善の余地があり、今後の取り組みに期待したい。
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b 保護者の会である「つくしの会」の活動支援を通して意見を集約している。担任以外の保育士にも個別相談できる体制を整えている。相談スペースの確保については、物理的に難しい面があるものの、保育プログラムの状況により空き教室を活用するなど、工夫を行っている。今後は、平成30年度の園舎建て替えに併せたスペース確保に期待したい。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 苦情や意見に対しては、必要に応じて職員会議で対応を協議・検討している。保育内容などの改善に活かすため、迅速に実行できるよう体制を整えている。しかし、相談に対応する際のマニュアルなどが整備されておらず、一連の対応の流れを強化するためにも、今後の取り組みに期待したい。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b 「危機管理マニュアル」を整備し、職員には会議でその内容を周知している。マニュアルの内容は固定化することなく、様々な災害や事故の可能性を念頭に置き、定期的な訓練を通して改正の有無を全職員で継続的に協議し、必要に応じて改訂を行っている。しかし、容易にリスクであると気づきにくい「ヒヤリハット」事例を収集と収集後の要因分析、次善策を積み重ねる仕組みづくりは十分とは言えない。マニュアル改善の実績を踏まえた今後の取り組みに期待したい。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a 入園前に保護者へ向け「園で見られる感染症について」を配布し、感染症それぞれの症状、潜伏期間、登園の目安について知らせている。感染症予防の観点から、児童が罹患した場合にはその都度掲示板で保護者に報告し、家庭での感染予防、症状が見られた時の早期受診を促している。また、マニュアル作成にあたっては、嘱託医の助言も十分に受けながら作成している。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b 「避難練習」において、火災・地震・不審者侵入時の訓練を毎月1回行っている。実施後には会議協議・反省を行い、「危機管理マニュアル」に反映できる部分があれば改正に繋げている。しかし、食糧備蓄に関しては現在の公設民営という運営上、行政の支援を受けられる体制にあるものの、平成30年度からの完全民営化後の自律的な備蓄体制は検討中である。また、避難時の移動手段（バス）については、法人内の他の学校と共有しているため、安定的な確保などの課題を早急に解決することを期待したい。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	一連のサービス提供の手順を示した文書は整備されている。また、虐待対応時など、個別の保育場面に対応するマニュアルは策定されている。しかし、年間を通した月単位の提供目安を示した文書はあるものの、1日単位のデイリープログラムの手順を示した文書は整備されていないなど、十分とは言えない。今後は、これまで整備しているマニュアルを振り返り到達点を継承しながら体系化し、サービス提供の継続性と職員間の共有を促すため、手順を文書として整備することを期待したい。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	職員会議などを通して、随時見直しと改善策を検討している。しかし、個別な保育サービス提供における計画自体が策定されていないため、改善に向けたPDCAサイクルの確立には至っていないことから今後の取り組みに期待したい。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	入園前に行う面談において子ども自身の心身状況、生活環境などを把握し、問題解決に向けた分析を行っている。「新規入園児童の聞き取り調査票」に記録するほか、「児童票」「健康カード」「発達記録」を用いてアセスメントを行い、指導計画に反映させている。また、会議においてアセスメント結果を報告し合い、全職員間の共通理解を図っている。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	新規入園児に関しては5月・9月・3月、継続児については9月・3月に「発達記録」を作成しており、それ以降の教育、保育上の課題や保育内容を検討する上での指標としている。また、年2回行う個別懇談においては、園と家庭での様子を伝え合い、保護者・職員間で見直し内容の共有を図る取り組みを行っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	出席簿、児童票、検診記録などの日々の保育実践上の記録及び保育日誌、連絡ノート、月案、週案それぞれの経過・反省、個別懇談記録、発達記録などの指導内容上の記録は、統一様式を用いて、園児一人ひとりにつき整備している。記録内容の標準化に向けた個別指導は園長や主任保育士が行っているが、標準化を担保する記録記載要領などのマニュアルは未整備である。今後はこれまでの取り組みを一層安定化させるため、現在検討中のパソコンソフトシステム導入の実現も含めた取り組みに期待したい。
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	在園児の児童票・健康カード・発達記録は、職員室内の施錠できるロッカーに保管している。また卒園児に関しては、上記書類及び保育所児童保育要録を年度ごとにまとめて園で保管している。園内で知り得た個人・学園の情報についての守秘義務を職員就業規則に定め、職員に周知している。しかし、在園児や保護者の画像がソーシャルメディアなどへ投稿される場合のリスクマネジメントに関わる規程などは未整備であるため、今後の取り組みに期待したい。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育指針や法人の理念を基に、子どもの成長発達、父母の会（つくしの会）などでの保護者の意向、地域の実態を考慮して保育課程を編成している。保育課程は各年齢ごとに年間目標、指導計画から構成されている。さらに月案・週案・日案を作成して保育を行い、毎週職員会議（週会議）で見直しを行っている。年度末には、保育課程編成のための職員会議を開き評価を行い、評価に基づき改善している。今後、雇用形態に関わらず全職員の参画により創意工夫した編成が行われることを期待したい。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。		非該当
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	指導計画は月齢別に作成し、養護と教育の一体的展開がなされるような環境整備や保育を行っている。1・2歳児（6・7名）の保育では、子ども一人ひとりの育ちに応じて生活習慣を身につけられるように配慮し、子どもの自分でやろうという気持ちを尊重して関わっている。年齢別や合同保育で、保育士との関わりの中で好きな遊びや探索活動が行える環境を整えている。
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	養護と教育の一体的展開がなされるような環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。子ども一人ひとりの育ちに応じて基本的な生活習慣を身につけ、全身的な遊びを通して心身の発達を図り、仲間や自然への興味を持つよう働きかけをしている。3・4歳児と5歳児の2クラスに分かれているが、年齢別の設定保育やリズム・わらべ歌遊びなど合同で保育を行う異年齢保育で子ども同士の関わりを大切にしている。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	b	就学に向けた指導計画に基づき保育を行っている。成長過程などについては保護者と連携を密にし、個人懇談やクラス懇談会などで保護者から質問や意見にも対応している。年長児担任保育士と各小学校担任教諭との面談を実施し、年度末に「保育所児童保育要録」を送付し、申し送りをしている。今後、小学校への見学や小学生との交流など積極的な連携を期待したい。
A-1-(2) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。	a	子どもが安全に安定して心地良く過ごせるよう環境を整備している。室内の採光、換気、温度、湿度を適切に管理し、園庭の遊具や砂場は定期的に点検している。手洗い場、トイレ、寝具は清潔を保たれるよう環境保健に配慮し、身近に保育者が寄り添い信頼関係のもと安心して子どもが活動できるよう工夫している。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	子どもの成長に合わせ、食事、排泄、着脱、清潔などの基本的習慣の確立ができるよう環境を整備している。子どもの靴箱や棚には名前とシールを貼り、自分の物は自分で取り出せるようにしている。子どもの主体性を尊重しながら基本的な生活習慣が身につけ、積極的に活動できるよう配慮している。



<p>A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもが自発的に活動できるように保育室には図書コーナーやままごとコーナーを常設し、遊具を配置している。自由遊びの時間と年齢別に課題を持って保育する設定保育、異年齢児の合同保育などをバランスよく組み合わせている。子どもが主体的に活動し、友だちとも共同体的体験ができるよう働きかけている。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>郊外の田園風景が見られる自然に恵まれた園庭のほか、隣接する河川敷の雑木林を日々保育に活用し、四季折々の自然に五感を通して子どもたちが体感できるように努めている。日々の散歩では近隣の方々と交流を図ったり、幼年消防クラブやお泊り会の夜間パトロール依頼など、消防署職員や警察官など地域で働く人々との関わりを大切にしている。市内の姉妹幼稚園の子どもたちと定期的に交流している。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>遊びや活動の中で話し言葉に触れ、自由に歌ったり、踊るなどして表現活動を体験している。工作がいつでもできるように廃材やクレヨン・自由画帳などを用意し、自分で考え選んで工夫して遊べるように準備している。絵本の読み聞かせを積極的に取り入れ、玄関前につくし文庫（園文庫）があり保護者への貸し出しを行い、親子で絵本に親しむ機会を設けている。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>b</p>	<p>保育士等が、記録や職員間の話し合いなどを通じて自らの保育実践を振り返ることと、年度末に園独自の自己評価チェック表に基づき自己評価を実施している。一人ひとり自分の保育と園全体に対する保育の見直しを図り、次年度への保育改善へ活かしている。保育所としての自己評価の体制はあるが、今後各々の自己評価を会議などで互いに学びあう機会を持ち、全職員による共通理解を持って取り組むことを期待する。</p>

A-2 子どもの生活と発達

<p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>子ども一人ひとりを理解し、受容し援助している。入園時に保護者と面談し子どもの育ち、家庭環境について情報を得て、新入園児聞き取り表と児童票を作成している。入園後も保育日誌や個人記録、発達記録などで子どもの成長・発達の理解を深め、職員間で共有しきめ細かな働きかけをしている。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>b</p>	<p>専門機関から助言を受け、職員会議で定期的に話し合っている。保護者と連絡ノートで情報交換し、理解を得ながら他の子どもと共に成長発達するよう配慮している。障がいのある子どもは入園から卒園後まで継続的な支援が必要なため、障がいのある子どもの特性に配慮した個別指導計画を作成し記録することと、保育内容や発達の様子、他機関との連携などの記録物を整理することを期待する。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>ホール横の年長児保育室で延長保育をしている。マットを用意し延長保育用の絵本や玩具を並べ、安心して過ごせるよう工夫している。利用する子どもは1日平均1~2名で遅番の保育士と他1名の保育士で行っている。異年齢児と一緒に過ごせるように、家庭的な雰囲気の中で個々に合わせた動きができるよう環境整備している。</p>

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>健康・保健管理マニュアルが整備されている。既往歴、予防接種状況については常に保護者から情報を得て健康カードに記録している。朝の保護者からの伝言を確認ノートや連絡ノートで体調を確認し、口頭で他の保育士に伝達している。子どもの様子に合わせて日々の活動を進めている。体調のすぐれない子には静かな遊びや食事などで対応している。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>食育計画があり、食べ物に関心を持ち、食事が楽しめるよう環境設定をしている。盛り付けや配膳を子どもたちで行い、友達や保育士と共に落ち着いた雰囲気の中で食事をしている。園庭の3ヶ所に畑を作り、全園児が年齢に応じて色々な種類の野菜を栽培している。自分たちで植えて育てた野菜を収穫し給食の食材にしたり、クッキング保育などで、食への関心や食べる楽しみにつなげている。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>b</p>	<p>市の統一献立表に基づき幼児にふさわしい食事を提供している。毎日の給食・おやつのは検査は園長と運番保育士が行い、喫食や残食の状況は各年齢の担任が行っている。予定実施献立表や保育日誌に記録し、職員会議で話し合い見直しや改善を図っている。食材はできるだけ地元や国産の旬の物を基本としている。食事は子どもの身体的成長の基本であるため、今後は年齢別に区分された食育計画の作成を期待したい。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>年2回の内科健診と年1回の歯科検診がある。検診前に保護者に知らせ、検診後発達や健康状態に配慮が必要な場合は、口頭で保護者に伝えている。歯科検診後は保護者に「歯科検診結果のお知らせ」を配布し、う歯や注意があった場合は早めの受診を促している。年2回「健康カード」に記入し職員には周知を図り、日々の保育に配慮している。</p>
<p> </p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患、慢性疾患などを持つ子どもに対しては、園医やその子の主治医の専門的な指示に従い、保護者と連携をとり除去食や代替え食で対応している。献立作成時、調理時、提供時に食材の確認を行い、一人ひとりの給食のトレイに名札を付け分かるようにしている。現在アレルギー疾患のある子どもは在籍していないが、対応できる体制を整えている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>調理場の衛生管理は適切に行われている。大量調理施設管理マニュアルに基づき、衛生管理の自主点検実施要項に沿って毎日点検を行い記録し提出している。衛生管理マニュアルは職員に周知、研修を行っている。食中毒発生時には感染症マニュアルに沿い関係機関や保護者に連絡をとり適切に対応している。トイレや水周りの清掃は委託業者が行っているが、洗剤や薬品の管理に配慮することを期待したい。</p>

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果	コメント
3-(1) 家庭との緊密な連携			
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	毎日給食のサンプルを展示し、横に年長児たちが担当した栄養素の食物ボードを掲示して、送迎時に保護者の目に入るようにしている。園だよりや食育だよりを配布し、保護者が食育に関心を持つよう取り組んでいる。保育参加日に保護者の試食会を行い、感想や食生活について質問を受けている。	
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b	入園時に家庭での状況を聞き、児童表を作成している。全園児に連絡ノートがあり、朝夕の送迎時のやりとり・連絡ノート・クラス別の「今日の保育」などで情報交換をしている。保護者の個別の相談に応じているが、今後相談のためのコーナーや相談内容については関係職員全員で共通理解を持っておく必要があるため記録に残すことを期待する。	
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	年1回のクラス別懇談会と2回の個別懇談を実施している。毎月発行の「園だより」では園の行事予定や保護者への連絡事項、園での生活の様子を伝えている。送迎時の声掛けや、連絡ノートの交換、ホワイトボードでの連絡、保護者の保育参加や行事参加、父母の会（つくしの会）などで、保護者と共通理解を得る機会を設けている。	
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	虐待防止マニュアル、虐待対応マニュアルを整備し研修を実施している。日頃から子どもの心身の状態をきめ細かく観察し、虐待の早期発見、予防に努めている。虐待の疑いなどを発見した場合は速やか園長に報告し、児童相談所など関連機関に連絡がとれるようにしている。	